

平成 26 年度 第 381 回東京地方最低賃金審議会議事録

笹島会長 定刻になりましたので、ただいまから第 381 回東京地方最低賃金審議会を始めます。

主任賃金指導官 初めに委員の出欠状況について、事務局から報告してください。

主任賃金指導官 それでは、ご報告申し上げます。本日は労働者代表委員の古川委員から、ご欠席との連絡をいただいております。現時点で、委員定数 18 名のうち 17 名がご出席しておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める全委員の 3 分の 2 以上、または各側委員の 3 分の 1 以上の定数を満たしていることをご報告申し上げます。

笹島会長 ありがとうございます。本日は、本年度予定されている最後の審議会になります。本日の議事録の署名は、公益委員は私が、労側委員は村内委員、お願いいたします。それから、使側委員は堀内委員、お願いいたします。

では、議事(1)「平成 27 年度における特定最低賃金の改正等の申出に係る意向確認について」審議いたします。まず、本件の手続きについて事務局から説明してください。

賃金課長 ご説明申し上げます。最低賃金法第 15 条第 1 項によりまして、特定最低賃金の改正等の申出は、都道府県労働局長に対して行うことができると定められております。この申出は概ね 7 月を目途にお願いをしているところですが、申出が予定されている業種につきましては、審議会提出資料作成のため、最低賃金に関する実態調査の対象とする必要がございます。そのため、前年度中に各特定最低賃金につきまして、改正等の意向の有無を労使各側からご発言いただき、これを受けて次年度の調査の用意をさせていただいているというところがございます。特に、業種の括りの変更ですとか、適用除外業務の変更につきましては、その変更内容を踏まえた上で実態調査を行う必要がございますので、この点を含めまして改正等の申出の意向表明をお願いいたします。

笹島会長 ありがとうございます。それでは、平成 27 年度における特定最低賃金の改正等の申出に係る意向について、まず労側委員からお伺いしたいと思います。どなたか代表していただき、申出の意向についてのご発言をお願いいたします。

尾野委員 鉄鋼業とはん用、それから輸送用機械については、金額改正をお願いしたいと思います。

電気機械器具製造業は今年度と同じように新設ということで、お願いをしたいと思います。

橋本委員
笹島会長
橋本委員
尾野委員
笹島会長
橋本委員
笹島会長
橋本委員

できれば適用基幹労働者の適用除外を、1年というのを2年で。

それは、今、申出のあった業種全てですか。

はん用機械、鉄鋼、輸送用自動車です。

改正をするところのみで、新設はそのままです。

改正を申し出る業種については何年と言われましたか。

2年。

勤続2年以上の者と。

はい。それで、可能であれば、今までどおり1年の人数の調査も、併せてしていただければと。

森会長代理
橋本委員
森会長代理

1年も併せて。

はい。

恐れ入ります、2年以上に適用されるものというのだと、今までと変わらないですよ。つまり、最初の1年目の人は除外するという話なのですが、それは今までもそうだったのではないですか。

橋本委員
森会長代理
村内委員

いや、今までは1年以上なのです。

1年以上、そうですか。

入社して1年の人は今まで該当して、産別最賃でやっていたけれども、絞る、要するに基幹的労働者の位置付けを1年とするのか2年とするのか、あるいは昔の半年がいいのか、いろいろあるのですけれども、まだ内部でどちらがいいのか、要は半年はもうないのだと。ただ、今現在申請しているのは1年ですから、それを2年にして絞ってという考えがこちらにあるので、実はまだ全体の意見調整ができていないのです。ですから、2年で申請するつもりでやったのではないのかと言われて1年になってしまうと、局を騙したことになるし、無駄な仕事になってしまうかもしれません。ただ、現行は1年で申請していくけれども、これを2年で申請する可能性があって、その調整ができていないので、2年生の分も、可能であれば調査に入っていただきたいということです。

もう少しざっくばらんに言うと、それぞれ中央のところでは、新入社員を受け入れてから教育計画を立ててずっとやるわけですよ。それを、1年生を一人前とみなすのか、それとも2年生とするのか。そして、指導体制とかいろんな流れが全部絡んできますので、われわれだけで「はい」とはちょっといかないものですから、データだけは1年生と2年生の両方を取っておいていただけませんかということです。

笹島会長
賃金指導官
笹島会長

事務局よろしいですか、調査上。
承りました。

ありがとうございました。ただいま労側から、来年度の特定最賃の金額審議申出の意向をお伺いいたしましたけれども、使側のほうから何か、申出のご意向等があればご発言をお願いいたしたいと思います。

石川委員

それでは、使側の考え方のまとめでございます。今、労側委員のほうから、3つの特定最賃の改正と1つの新設という意向表明がありました。私どもの考え方なのですが、この7～8年ぐらい、地域最賃の急激かつ大幅な引き上げがありまして、特定最賃との逆転現象が起きました。また、その差が拡大しているという状況です。東京での特定最低賃金の審議は2011年に転換点を迎えており、11～12年と連続で、5業種中4業種が地域最賃を下回り、13～14年は全業種で地域最賃を下回るということになっております。審議におきましても、検討委員会が設置されて、慎重な審議の結果、11年は2業種、12年は3業種、13年は4業種という業種が必要になしになり、去年は全業種において必要性なしという結論を得たという経過でございます。

去る1月に、毎年、経団連が発表しております経労委報告の2015年版が出されました。ここにおいて、特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金の金額を下回った特定最賃は速やかに廃止すべきであるとの、使用者側の考え方を明確に述べているところでございます。これは、もともとのところをさかのぼりますと、平成14年12月6日付で、中賃の全員協議会報告の中に使用者側意見という言葉が盛り込まれておりまして、この中で、制度が廃止されない段階においては、地域産業の実情をふまえ、必要性の乏しい個別の産業別最低賃金については廃止すべきであるということをして述べており、この時点以降、使用者側の一貫した主張でございます。

使用者側の基本的な姿勢は以上のとおりでございますけれども、今回、改正もしくは新設の申出の意向表明がなされました。このあと必要性の諮問がなされた場合には、従前同様、法に従いまして話し合いを行っていく所存であることは変わらないということをおし述べておきたいと思っております。以上でございます。

笹島会長

ありがとうございました。ただいま労使各側委員から、特定最低賃金改正等の申出についてご発言いただき、労側委員より電気機械製造業最低賃金の新設、それから鉄鋼業、はん用機械製造業、輸送用機械製造業の特定最賃につきまして、金額改正等の申出の意向があることを確認いたしました。ただいまの労使のご発言に対しまして、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたしたいと思っております。

笹島会長 では、私のほうからちょっと質問ですが、従来、東京で最大 6 業種の特定最賃があって、現在、今年度の必要性審議においては、出版業とか、それから小売だったですか、それは全く必要性審議の俎上に乗らなかったわけですけれども、その 2 業種について毎年、労側のほうで何らかのコンタクトをとっておられるのかどうか、その点はいかがでしょうか。

尾野委員 出版業についてはいろいろ話をさせていただいて、中心となるのは出版労連なのですけれども、出版労連自体では申出要件の人数的になかなか難しいということもあって、産業別最低賃金をやっているときには従来からずっと、それ以外のところにも協力態勢をお願いするという状況だったわけです。それについて、この 2 年間いろいろお話をさせていただいて、必要性なしになって以降、今年はまだ具体的な準備を進めていないのでということですが、次年度については検討する方向で、内部で態勢を整えたいというふうに聞いております。協約賃金水準が一番高いので、ほかの業種より高い水準もありますから、そういう形で、次年度以降はまた準備を進めたいと言っているということでもあります。

小売については、各種商品小売業ということでされてきましたけれども、途中で辞退をしたということです。一応、ほかの県でもありますように、総合スーパー・百貨店という業種の括りの中で可能かどうかという模索は、当該の産業でされていると聞いておまして、そういう形での申出が可能であれば出てくる可能性はありますが、まだ模索をしていると聞いております。

笹島会長 ありがとうございます。それではもう一点、今度は事務局への質問ですけれども、こういう業種については改正審議の意向があるというお話がただ今、労側からなされましたけれども、4 業種以外の業種で、7 月に金額審議を求め、必要性審議を求めるようなことがあったときに、調査していないから受け付けにくいとか、調査上何らかの、そういうことはあるのでしょうか。端的に言うと例えば出版が、夏になって突然、金額改正をお願いしたいと言い出したときに、事務局の体制上、何か問題があるのかどうかというふうなことです。

賃金課長 原則としては、申出をいただいた業種について実態調査を行うと。それで、実態調査の内容は 6 月の賃金を調査するというので、だいたい例年、5 月ぐらいに発送して、最低賃金ですから割増賃金等は必要ありませんので、6 月に支払いを予定されているものにつきまして調査をし、それを集計するという形が従前、いわゆる地域最賃等でお示しをしている時期になります。申出を遅れて頂戴するということになると改めて調査をする形になりますので、実態として少し厳しいかなというところもあ

るのですが、もう一度確認はいたします。

笹島会長

ありがとうございました。各委員のほうから、これまでの労側・使側のご主張、あるいは事務局からのご説明等で、何かご質問等ございますでしょうか。

それでは事務局は、本日の意向表明を受けて、今後、適切な事務手続きを進めていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは議事次第に基づき、議事を進めてまいります。議事(2)「特定最低賃金改正等必要性審議のあり方に係る運営委員会報告について」でございます。これについては、運営委員会で鋭意審議をいただいておりますところですが、そこでの議論が結審いたしましたので、次のとおりご報告いたします。

事務局より各委員に報告書を配布の上、朗読をお願いいたします。

賃金課長

申合せとして取りまとめてございますので、今、お手元にお配りをして、そのあとで読み上げをいたします。

(事務局より各委員に報告書(案)配付)

主任賃金指導官

(報告書(案)朗読)

笹島会長

ありがとうございました。運営委員会は、ただいまの事務局による朗読のとおりですが、これについてご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたしますと思います。

私も運営委員の一人として、1月以降、本日も若干やりましたので都合4回、運営委員会を実施しました。そこではさまざまな議論が行われました。最終的には、ただいまお手元にあるような極めてシンプルな修正という形にとどまっておりますが、強いて付け加えるならば、「また」以下の部分、「必要性審議については」という部分につきまして、関係労使のイニシアティブ、それから効率的運営、言葉は18字にすぎませんけれども、この2点に大変深い議論があったというか、ただ単にこの程度シンプルには書いてありますけれども、これを、深い意味を込めての文章とご理解いただければというふうに思います。

どなたかご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたしますと思います。

特段、ご質問、ご意見等がなければ、東京地方最低賃金審議会として、あくまでも今年度の申合せではありますけれども、ただいまの運営委員会報告を是といたしまして、次回特定最低賃金改正等必要性審議は、これを参考にしながら運営を進めていくことができたらというふうに思います。

続きまして、議事(3)の「その他」についてですが、事務局から何かございますでしょうか。

賃金課長

本日、お手元にお配りしております資料について、事務局より説明をいたします。

賃金指導官

それでは、資料についてご説明申し上げます。まず、肩番、資料 1 をご覧ください。先ほど来年度に向けての意向表明を承ったところでございますが、それぞれ現存の、東京都にございます最低賃金の項目、それと、新設が予定されております電気精密機械関係の産業別に、24 年度経済センサスを基に、適用される労働者の人数を出しております。

一番右の備考のところがございますが、昨年、前年、その前で、適用される労働者の経験年数で多少変動がございました。それで、今日改めて 2 年というお話もございましたので、今回のものにつきましては、ちょっとこれと、またさらに新しい数字を出す必要が生じておりますけれども、ご参考までに現状お尋ねいただいている産業に関して、適用の労働者数がこの数であると。これに基づいて、2 分の 1 もしくは 3 分の 1 の数字を算出していただければと思います。

また、先ほどもございました経験 2 年以上というところにつきましては、改めて 7 月までに打ち合わせをさせていただく中で、そこで正確な数字をお示しさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご了承いただきたいと思っております。

引き続きまして、資料 2 でございます。こちらでは、全国の特定最賃の決定状況をお示ししております。以上のようなものが現在全国で生きている項目でございますので、ご参考にしていただければと思います。また、備考のところと言いますか、金額の横のところに、アスタリスクと数字といろいろ付記がございます。特に東京のものにつきましては 13 番ということで、全て地域最賃が適用される旨、記録をされております。そのへんをご留意されながら、この状況をご確認いただければと思います。

私のほうからは以上でございます。

笹島会長

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

尾野委員

この適用労働者数の去年との増減というのはわかりますか。

賃金指導官

去年との増減ですか。

尾野委員

今、分からなければ後で。

賃金指導官

後でお示しします。

笹島会長

他にはいかがでしょうか。

笹島会長

よろしいですか。ただいまの資料につきまして特にご質問がなければ、

その件については以上で終えたいと思います。

それ以外に、事務局のほうで、その他に関連して何か審議すべき事項はございますでしょうか。

賃金課長

本年度の、予定されております審議会の終了にあたりまして、局長よりご挨拶を申し上げたいと思います。

局長

それでは、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

まず、本日はご多用のところ、審議会にご参集いただきましてありがとうございます。本審議会が今年度予定されております最後の審議会になるかと思っておりますので、一言御礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆さま方には、一部、任期中中でお願いした委員の方もいらっしゃるかもしれませんが、主には平成25年5月17日に第43期の東京最賃審議の委員に任命させていただきました。これまで、東京の最低賃金改正につきましてご審議をお願いしてまいりましたけれども、当期任務も本日の会議で終了となります。まず、この間の皆さま方のご労苦に対しまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

現在、日本経済は、緩やかながら回復基調を維持継続しているところでございますけれども、一方で、昨年の消費税改正以降の個人消費の弱含みといった不安要因もございます。そういう経済事情の中で、今年度につきましては昨年の審議状況もふまえつつ、中賃目安に基づきご審議をいただきまして、東京都最低賃金につきましては、生活保護水準との乖離を解消した上で、19円引上げとの答申をいただいたところでございます。

一方、特定最賃につきましては申出4業種のいずれも、改正等の必要性について全会一致に至らなかったところでございますけれども、先ほどお話がありましたように、次年度以降の審議のあり方につきまして方策をご検討いただいたところでございます。これらはいずれも、皆さま方に慎重かつ熱心なご審議をいただいた結果でございます。この2年間の任期におけます委員の皆さま方の数々のご尽力とも併せ、改めて厚く御礼申し上げます。

私ども東京労働局といたしましては、引き続き最低賃金制度の円滑な運営を図ってまいりますとともに、労働基準行政、職業安定行政、雇用均等行政、そして能力開発行政の分野が一丸となりまして、総合的な行政展開を推進してまいりたいと思っておりますので、委員の皆さま方におかれましては、引き続きご協力をお願い申し上げます。御礼の言葉とさせていただきます。ほんとうにありがとうございました。

笹島会長

以上をもちまして、本日の審議は終了させていただきたいと思います。なお、次回の本審は、地域別最低賃金の改正諮問の予定となります。だ

いたい 7 月の初めごろかと思いますが、その際には金額審議等がありませんので、運営規程により審議は公開となります。

(署名委員)

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員